

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 関東 1 - 6

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 8 月 4 日

【会社名】 株式会社日本政策投資銀行

【英訳名】 Development Bank of Japan Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 地下 誠二

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 6 号

【電話番号】 03-3244-1820（代表）

【事務連絡者氏名】 財務部 課長 八高 睦史

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 6 号

【電話番号】 03-3244-1820（代表）

【事務連絡者氏名】 財務部 課長 八高 睦史

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年 8 月22日
効力発生日	2022年 8 月30日
有効期限	2024年 8 月29日
発行登録番号	4 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 1,300,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
4 - 関東 1 - 1	2022年10月 7 日	75,000,000,000円	-	-
4 - 関東 1 - 2	2023年 1 月13日	75,000,000,000円	-	-
4 - 関東 1 - 3	2023年 4 月 7 日	90,000,000,000円	-	-
4 - 関東 1 - 4	2023年 7 月 7 日	95,000,000,000円	-	-
4 - 関東 1 - 5	2023年 7 月 7 日	10,000,000,000円	-	-
実績合計額（円）		345,000,000,000円 (345,000,000,000円)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 955,000,000,000円
(955,000,000,000円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額)に
基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社日本政策投資銀行第176回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	0.105%
利払日	毎年2月14日及び8月14日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、2024年2月14日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月14日及び8月14日の2回に各その日までの前半ヵ年分を支払う。 (2) 半ヵ年に満たない利息を支払うときは、半ヵ年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2025年8月14日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2025年8月14日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年8月4日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2023年8月14日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

<p>財務上の特約 (担保提供制限)</p>	<p>1. 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当行が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保付社債信託法(明治38年法律第52号。その後の改正を含む。以下同じ。)に基づき担保権を設定する場合には、本社債にも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本項及び以下において社債とは、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号。その後の改正を含む。)(以下「DBJ法」という。)第5条第1項に基づき発行される日本政策投資銀行債を含む。</p> <p>2. 当行が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
<p>財務上の特約 (その他の条項)</p>	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注)

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当行はR&IからAA+の信用格付を2023年8月4日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックしたりレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I: 電話番号 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当行はJCRからAAAの信用格付を2023年8月4日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR: 電話番号 03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

本社債について、当行はムーディーズからA1の信用格付を2023年8月4日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(4) S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本社債について、当行はS&PからAの信用格付を2023年8月4日付で取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだ上で、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ

（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（SPRJ）」をクリックして表示される「信用格付けの概要（S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社）」

（<https://disclosure.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/jpcrlist/-/pcr-details/pcr/corporates>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本社債の社債券は発行しない。

3. 社債の管理

本社債には会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されていない。

4. 期限の利益喪失事由

本社債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違反したとき。

- (3) 当行が本社債以外の社債及びD B J法附則第15条第1項の規定により当行が日本政策投資銀行より承継した債務に係る債券(以下「承継債券」という。)について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
- (4) 当行が社債及び承継債券を除く借入金債務について、期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (5) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
- (6) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

5. 期限の利益喪失の公告

本(注)4.の規定により当行が本社債について期限の利益を喪失したときは、当行はその旨を本(注)6.に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

- (1) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することによりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

9. 追加発行

当行は、随時、本社債の社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日及び払込金額を除く全ての点において同じ要項を有し、本社債と併合されることとなる社債(以下「追加社債」という。)を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。

10. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

11. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,000	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金12.5銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	5,000	
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
10,000,000,000	20,000,000	9,980,000,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,980,000,000円は、2020年9月時点における「DBJサステナビリティボンド・フレームワーク」に規定される適格クライテリアを満たす既存及び/又は新規のプロジェクトや事業の一部又は全部といった、様々な新規投資及びリファイナンスへの投融資に充当する予定であります。なお、調達資金は、上記新規投資及びリファイナンスへの投融資に充当されるまでの間、現金又は現金同等物にて管理する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**サステナビリティボンドとしての適格性について**

当行は、本社債についてサステナビリティボンドの発行のために、国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）の「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注1）、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2020」（注2）及び「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2018」（注3）（以下「原則等」という。）に即したサステナビリティボンド・フレームワークを策定しております。

サステナビリティボンドに対する第三者評価として、ISS ESGより、当該フレームワークが原則等に適合である旨のセカンド・パーティ・オピニオンを取得しております。

- (注) 1. グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
2. ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2020とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーン・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインです。
3. サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2018とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインです。

サステナビリティボンド・フレームワークについて

当行は、サステナビリティボンド発行を目的として、グリーンボンド原則2018、ソーシャルボンド原則2020及びICMAのサステナビリティボンド・ガイドライン2018が定める4つの要素（調達資金の使途、プロジェクト評価及び選定プロセス、調達資金の管理、レポートング）に適合した「DBJサステナビリティボンド・フレームワーク2020」を策定しました。

1. 調達資金の使途

サステナビリティボンド発行に係る手取り金又は手取り金相当額は、以下の適格クライテリア（以下「DBJサステナビリティボンド適格クライテリア」といい、DBJサステナビリティボンド適格クライテリアを満たすファイナンスを「適格ファイナンス」という。）を満たす既存及び/又は新規のプロジェクトや事業の一部又は全部といった、様々な新規投資及びリファイナンスへの投融資に充当されます。なお、リファイナンスの場合、サステナビリティボンド発行から36か月以内に実施した支出に限ります。

適格クライテリア

気候変動への対応 / 気候変動の緩和（グリーン適格カテゴリー）

グリーンプロジェクトカテゴリー	適格クライテリア	環境目的

グリーンビルディング	<p>(1) DBJ Green Building 認証制度において3つ星、4つ星又は5つ星評価を取得した建物に対する新規投資及びリファイナンスへの投融資資金</p> <p>(2) Global Real Estate Sustainability Benchmark (グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク、GRESB)の「グリーンスター」評価を獲得した企業、建物、不動産又はREITに対する新規投資及びリファイナンスへの投融資資金</p> <p>(3) 以下のいずれかの要件を満たす、高い環境性能を備えた建物に対する新規投資及びリファイナンスへの投融資資金</p> <p>a. 東京都の建築物環境計画制度に基づき、ペリメータゾーン年間負荷 (PAL: Perimeter Annual Load) 低減率とエネルギー低減率 (ERR: Energy Reduction Ratio) がともに上位2段階の評価を取得しているもの</p> <p>b. 一次エネルギー消費量とDECCのデータを比較して、省エネ性能が15%以上改善した建物</p> <p>c. 商業用不動産のうち、CBIの商業用不動産の都市別排出原単位基準 (本邦所在物件は東京の数値を利用) を満たすもの</p> <p>d. 居住用不動産のうち、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのもの</p> <p>e. データセンターのうち、PUE (Power Usage Effectiveness) 1.5未満のもの</p> <p>f. CASBEE又はBELSの上位3段階の評価を取得した建物</p>	気候変動の緩和
再生可能エネルギー	<p>直接排出量が100g CO2/kWh以下の再生可能エネルギープロジェクトに対する新規投資及びリファイナンスへの投融資資金:</p> <p>a. 太陽光、風力 (陸上及び洋上)、バイオマス、地熱、流れ込み式水力、潮汐・波力発電所の建設、取得、維持及び/又は運営</p>	気候変動の緩和 汚染の防止と抑制
クリーンな輸送	<p>クリーンな輸送プロジェクトに対する新規投資及びリファイナンスへの投融資資金、又はクリーンな輸送プロジェクトに用途を限定した企業に対する融資資金 (注):</p> <p>a. エネルギー効率の高い電車の導入や保守</p> <p>b. 線路の建設・再建、延伸、保守及び/又は改修</p> <p>c. 鉄道システム・資産の構築・再構築、保守、運用及び/又は改修</p> <p>d. 輸送能力増強や旅客・貨物の輸送効率を改善するインフラ・部品</p>	気候変動の緩和 汚染の防止と抑制
エネルギー効率- DBJ 環境格付融資	DBJ環境格付融資制度においてA、B又はCの評価を取得した企業に対する融資資金	気候変動の緩和 汚染の防止と抑制

(注) 当行は、サステナビリティボンドによる調達金を原資とする融資が適格なクリーンな輸送プロジェクトに充当されていることを確認するために、資金充当を追跡可能であることを確認しています。また、サステナビリティボンドによる調達金を原資とする融資額が借入人の適格なクリーンな輸送プロジェクトの資本支出(CAPEX)又は運転資本(OPEX)額と同等又はそれ以下であることを確認します。

災害対応 (ソーシャル適格カテゴリー)

ソーシャルプロジェクトカテゴリー	適格クライテリア	対象とする人々
雇用創出及び社会経済的危機に起因する失業の防止又は軽減のためのプログラム	<p>地域緊急対策プログラム等のDBJ独自のプログラムを通じた、社会経済的危機又は自然災害による景気減速の影響を受けた企業に対する新規投資及びリファイナンスへの投融資資金</p> <p>特定投資業務を通じた、社会経済的危機による景気減速の影響を受けた企業に対する新規投資及びリファイナンスへの投融資 (デット、メザニン、エクイティファイナンス等を含む)</p>	自然災害に罹災した社会的弱者 (一般大衆を含む)

手ごろな価格のベーシックインフラ-送電網の改修 (エネルギー効率-エネルギー効率の高い送配電網)	主に災害への備えや復興に向けて実施する、電力ケーブルや送電網の延伸・改良に対する新規投資及びリファイナンスへの投融資資金(送電網の効率改善や再生可能エネルギーの電力系統への接続のための延伸・改良も含む)	自然災害に罹災した社会的弱者(一般大衆を含む) (気候変動の緩和)
社会経済的向上とエンパワーメント-DBJ BCM格付融資	DBJ BCM格付融資制度においてA,B又はCの評価を取得した企業に対する融資資金	自然災害に罹災した社会的弱者(一般大衆を含む)

ヘルスケア・社会福祉(ソーシャル適格カテゴリー)

ソーシャルプロジェクトカテゴリー	適格クライテリア	対象とする人々
手ごろな価格の住宅	手ごろな価格の住宅など、社会的弱者を対象とした住宅事業に対する新規投資及びリファイナンスへの投融資資金	ヘルスケアや社会福祉などの必要不可欠なサービスを十分に受けられない人々(一般大衆を含む)
必要不可欠なサービスへのアクセス-ヘルスケア	以下のいずれかの要件を満たす国内ヘルスケア企業に対する新規投資及びリファイナンスへの投融資資金: 1. 社会医療法人又は社会福祉法人が運営する公立病院や介護施設の資金調達、取得、維持及び運営 2. 医療施設及び新型コロナウイルス等感染症の治療や蔓延防止に貢献する医療施設や医療機器・製品メーカーの資金調達、及び感染症の症状緩和や蔓延防止に向けた検査や研究開発に貢献する製薬企業の資金調達	ヘルスケアや社会福祉などの必要不可欠なサービスを十分に受けられない人々(一般大衆を含む) 自然災害に罹災した社会的弱者(一般大衆を含む)
社会経済的向上とエンパワーメント-DBJ健康経営格付融資	DBJ健康経営格付融資制度においてA,B又はCの評価を取得した企業に対する融資資金	従業員の心身の健康増進の配慮に取り組む企業

除外クライテリア

サステナビリティボンドで調達された資金は下記に関連するプロジェクトには充当しません。

- 兵器・小火器の製造又は販売・流通を目的とした事業又は、兵器・小火器の製造又は販売を支援する製品の製造及びサービスの提供を行う事業
- 石炭の採掘、精製、輸送に関連する事業
- 賭博施設・事業の所有又は運営
- 主に食物由来の燃料を使用するバイオマス発電所
- 大規模ダム式水力発電(発電能力が25MW超のもの)

2. プロジェクトの評価及び選定プロセス

プロジェクトの選定における適格クライテリア及び除外クライテリアの適用

適格クライテリアを満たす資金使途の選定及び資金充当は当行財務部が行います。すべての投融資及び評価認証(環境格付融資、BCM格付融資、健康経営格付融資、DBJ Green Building認証及びGRESB、CASBEE、BELS フレームワークのみに適用される)は内部管理システムで追跡し、適格クライテリアに基づいて対象資産を選定の上適切に資金充

当を行います。適格資産/プロジェクト/事業やこれらに充当された手取り金又は手取り金相当額は、レポートイングのため内部管理システムで管理・更新します。

環境リスク、社会的リスク低減のためのプロセス

当行は投融資実行に際し、環境リスク及び社会的リスクを考慮した以下の手続きを実施します。

- ・関連する規制・法律（環境関連法を含む）の順守状況、及び政府の許可・承認・認可の取得・維持状況を定期的にモニタリングします。これらの違反により重大な悪影響が予想され、猶予期間中に状況の改善が図られない場合、当行は契約に従って期限前返済を請求する権利を有します。
- ・アセット/ストラクチャード/プロジェクトファイナンスに関して、環境面・社会面でのデュー・ディリジェンス実施のために独立した外部コンサルタントに委託する場合があります。外部コンサルタントに委託しない場合、当行は独自に債務者の環境リスク・社会的リスクの特定・管理能力や信頼性を評価します。
- ・サステナビリティ委員会は、当行の事業活動にサステナビリティやESGの観点を取り入れる役割を担っており、経済的価値と社会的価値の両立（サステナビリティ経営）について議論・検討し、この課題に関するステークホルダーとの対話を継続しています。

3. 調達資金の管理

サステナビリティボンド発行に係る手取り金又は手取り金相当額は、その全額が適格プロジェクトに充当されるまで財務部が管理します。当行はサステナビリティボンド償還まで、実務上可能な範囲で手取り金又は手取り金相当額を適格プロジェクト及び/又は適格事業に充当します。未充当金は、現金又は現金同等物で管理します。当行は内部管理システムを用いて適格ファイナンス毎の充当額を追跡管理します。

4. レポートイング

当行は、サステナビリティボンド発行に係る手取り金又は手取り金相当額が全額充当されるまで、以下の内容を年次でウェブサイト上に公表します。

1. 各適格クライテリアの資金充当総額及び各適格クライテリアに充当された事業・資産・プロジェクトの件数
2. 新規投融資/リファイナンス比率（概算）
3. 未充当額及び未充当金の管理状況

当行は実務上可能な範囲で以下のインパクトレポートを公表します。

気候変動への対応 / 気候変動の緩和（グリーン適格カテゴリー）

適格ファイナンス分類	インパクトレポート
グリーンビルディング	(1) DBJ Green Building 認証 <ul style="list-style-type: none"> ・認証取得年 ・サステナビリティボンド起債による調達資金を充当したグリーンビルディングの事例（守秘義務遵守及び顧客の事前同意が前提）：2～3件 (2) GRESB <ul style="list-style-type: none"> ・認証取得年 ・サステナビリティボンド起債による調達資金を充当したREIT及び不動産の事例（守秘義務遵守及び顧客の事前同意が前提）：2～3件 (3) 環境評価の高い建物 <ul style="list-style-type: none"> ・延床面積に対する保有割合、物件価値、融資額 ・実務上可能な範囲で、一次エネルギー消費量、CO2排出量の実績値又は理論値
再生可能エネルギー クリーンな輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・投融資先企業のサブセクター及び所在地の分布 ・投融資実行したプロジェクト概要（守秘義務遵守及び顧客の事前同意が前提） ・実務上可能な範囲で、期待されるポジティブな環境インパクトに関する定量評価（合算ベース） ・KPI: CO2排出削減量（推定値）
エネルギー効率- DBJ 環境 格付融資	<ul style="list-style-type: none"> ・認証取得年 ・セクター分布 ・融資先のグリーン/ソーシャルプロジェクト概要及びキーとなる要素（守秘義務遵守及び顧客の事前同意が前提）

災害対応（ソーシャル適格カテゴリー）

適格ファイナンス分類	追加的な情報
------------	--------

雇用創出及び社会経済的危機に起因する失業の防止又は軽減のためのプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・融資先セクター分布 ・融資額
手ごろな価格のベーシックインフラ- 送電網の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・融資を実行したプロジェクトの概要（守秘義務遵守及び顧客の事前同意が前提）
社会経済的向上とエンパワメント - DBJ BCM格付融資	<ul style="list-style-type: none"> ・認証取得年 ・融資先セクター分布 ・融資先のグリーン/ソーシャルプロジェクト概要及びキーとなる要素（守秘義務遵守及び顧客の事前同意が前提）

ヘルスケア・社会福祉（ソーシャル適格カテゴリー）

適格ファイナンス分類	追加的な情報
手ごろな価格の住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・供給戸数
必要不可欠なサービスへのアクセス - ヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> ・サブセクター分布 ・病院事業：病床数 ・製薬事業：検査実施数、又は医薬品流通量 ・老人ホーム事業：受入枠数
社会経済的向上とエンパワメント - DBJ 健康経営格付融資	<ul style="list-style-type: none"> ・認証取得年 ・融資先セクター分布 ・融資先のグリーン/ソーシャルプロジェクト概要及びキーとなる要素（守秘義務遵守及び顧客の事前同意が前提）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月28日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2023年8月4日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社日本政策投資銀行本店
（東京都千代田区大手町一丁目9番6号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。